

観光振興を目的とした新税に関する懇談会開催要領

北海道経済部観光局観光振興課

(目的)

第1条 検討を中断していた観光財源の確保に関し、新たな行政需要や高度化、多様化する観光ニーズに対応するため、観光振興を目的とする新たな税の導入に向けた考え方を取りまとめていくにあたり、専門家や関係者から意見を伺うため、観光振興を目的とした新税に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(議題)

第2条 懇談会における議題は、次のとおりとする。

- (1) 観光振興を目的とした税の検討について
- (2) その他必要な事項について

(構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 北海道市長会、北海道町村会、宿泊税の導入を検討する市町村及び導入済みの市町村は、オブザーバーとして懇談会に参画することができる。

(運営)

第4条 懇談会に係る運営については、次のとおりとする。

- (1) 懇談会は、必要に応じて経済部観光振興監が招集し、主催する。
- (2) 懇談会には、座長を置くこととし、経済部観光振興監が指名する。
- (3) 座長は、懇談会の議事を進行する。
- (4) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (5) 座長が必要であると認めるときは、必要な者に懇談会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(構成員の欠席)

第5条 懇談会を欠席する構成員は、座長を通じて、当該懇談会に附議される事項につき、書面等により意見を提出することができる。

(意見の聴取)

第6条 懇談会が必要と認めるときは、構成員以外の者に対して意見の陳述や必要な協力を求めることができる。

(公開)

第7条 懇談会の公開の方法については、次のとおりとする。

- (1) 傍聴及び取材は、懇談会の運営に支障をきたさない範囲において認める。
- (2) 資料は、傍聴者及び取材者に配布する。

(3) 懇談会の会議の終了後、配付資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表する。

(4) 以上に関わらず、座長が必要と認めるときは懇談会、資料、議事概要の全部または一部を非公開にすることができる。

(その他)

第8条 懇談会の事務局は、北海道経済部観光局観光振興課とする。

2 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、経済部観光振興監と座長が協議の上定める。

(附則)

この要領は、令和5年(2023年)7月14日より施行する。

構 成 員
北海道大学公共政策大学院 客員教授 石井 吉春
大阪府立大学 名誉教授 田中 治
ともね会計事務所 代表 公認会計士 永澤 俊輔
公益社団法人 北海道観光振興機構 専務理事 中村 智
日本旅館協会北海道支部連合会 会長 唐神 昌子
北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 理事長 西海 正博
一般社団法人 日本ホテル協会北海道支部 支部長 池田 純久
一般社団法人 全日本ホテル連盟北海道支部 支部長 不川 正三
一般社団法人 北海道消費者協会 専務理事 武野 伸二
一般社団法人 日本旅行業協会北海道支部 支部長 清水 伸一
一般社団法人 全国旅行業協会北海道支部 支部長 佐藤 達雄

オブザーバー
北海道市長会、北海道町村会、 宿泊税の導入を検討する市町村及び導入済みの市町村